

平成 21 年 11 月 26 日（木）

於：農林水産省 8 階 水産庁中央会議室

水産政策審議会

第21回漁港漁場整備分科会議事録

水 産 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 委員出欠状況報告	1
3. 配付資料の確認	1
4. 水産庁漁港漁場整備部長あいさつ	2
5. 分科会長あいさつ	3
6. 議事	
(1) 審議事項	
① 諮問第168号 漁港の指定内容の変更及び 漁港の指定の取消しについて	3
② 諮問第163号 行政不服審査請求について 及び 諮問第164号 行政不服審査請求について	11
(2) その他	
次回日程について	15
7. 閉会	18

開 会

○宇賀神計画課長 水産庁計画課長の宇賀神です。予定の時間が参りましたので、ただいまから第21回の漁港漁場整備分科会を開催させていただきます。

委員出欠状況報告

○宇賀神計画課長 まず、委員の出席状況について御報告を申し上げます。水産政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定によりまして、当分科会の定足数は過半数とされております。本日は委員定数7名中5名の委員の方が御出席されておまして、定足数を満たしておりますので、本日の漁港漁場整備分科会は成立しております。

配付資料の確認

○宇賀神計画課長 議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。まず、一番上に会議の次第がございます。次に、分科会の資料一覧がございます。それから、資料1といたしまして、「漁港漁業整備分科会委員名簿」がございます。それから、資料2といたしまして、一番下に記述がありますが、諮問第168号の諮問文の写しでございます。それから、次に資料2-1といたしまして、「水産政策審議会 第21回漁港漁場整備分科会諮問事項」という資料がございます。それから、資料2-2といたしまして、同じく「水産政策審議会 第21回漁港漁場整備分科会諮問事項に関する参考資料」がございます。それから、次の資料の3といたしまして、これは前回の委員会におきまして配付させていただきましたものと同じ資料でございますが、平成21年8月4日付の「行政不服審査請求について」の諮問文の写しでございます。それから、次に資料の3-1といたしまして、「水産政策審議会第20回漁港漁場整備分科会の諮問事項」関係の資料でございます。次に、資料の4の1枚紙でございますが、平成21年8月4日付の行政不服審査請求の諮問文の写しでございます。それから、最後に資料の4-1といたしまして、水産政策審議会第20回漁港漁場整備分科会諮問事項の資料でございます。その資料の3と4につきましては、前回配付させていただきましたものと同じでございます。よろしゅうございますでしょうか。

水産庁漁港漁場整備部長あいさつ

○宇賀神計画課長 続きまして、議事に入ります前に、橋本水産庁漁港漁場整備部長からごあいさつを申し上げます。では橋本部長、お願いいたします。

○橋本漁港漁場整備部長 橋本でございます。

本日、これより第21回漁港漁場整備分科会を開催させていただきますが、委員各位におかれましては、御多忙の中御出席を賜りまして誠にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

最近、減少傾向にありますけれども、我が国は先進国ではトップクラスの魚介類の消費量を誇る豊かな魚食文化を持った国だと考えております。都会のスーパーマーケットや、あるデパートの地下とかあるいは飲食店では、新鮮で豊富な魚介類があふれていると思います。

しかしながら、これを支える水産業については悩みがいろいろあります。水産資源の低迷が続いておりますし、また魚の浜値が思うように上がらずコスト割れを起こして困窮している漁業者がたくさんいらっしゃいます。若い漁業者が増えず、あるいは漁船の更新もなかなか進まないといったところには、このような背景があるのではないかなと思います。

私ども、このため今行っている来年度の予算要求におきまして、これまでの漁場整備から一歩進めまして、魚介類が成長して移動していく、広いエリアも考えた新しい漁場環境の整備といったこととございますとか、また水産物流通の拠点となる漁港の衛生管理機能の強化などに重点を置いて施策を進めて、水産業の悩みの解決を後押ししたいと考えているところです。

また、テレビ等でご覧になったのではないかと思います。先ほど行われました行政刷新会議の事業仕分けにおきましても、私どもの水産基盤整備事業も議論をいただきました。委員の中で、より緊急性の高いものに重点化をして予算を縮減すべきというようなコメントもいただきました。予算規模が圧縮される中でございますが、いかに効果的な事業実施を行うのかということで、地方の人たちと一緒に知恵を絞っていきたいと考えているところでございます。

さて、本日の議題でございますが、御案内をいたしておりますように、指定内容の変更及び取消しと、それから漁港施設の利用に係る行政不服審査請求について御審議をいただきます。

前者につきましては、漁船の安全性の確保あるいは作業効率の向上のための漁港の合併に伴うものでございまして、また、後者につきましては、漁港におけるプレジャーボートなどの利用と、施設の管理に関するトラブルが生じている事案でございます。

どうぞ本日も委員の皆様によりしく御審議をお願いいたしまして、私の冒頭のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

分科会長あいさつ

○宇賀神計画課長 それでは、今後の審議につきましては中田分科会長にごあいさつ、議事の進行をよろしくお願い申し上げます。

○中田分科会長 中田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。今回の分科会の日程、確定するのに少し時間がかかったりしたようではございますけれども、実は私のほうも直前までいろいろ見通しが立たない事情がございまして、特に事務局の皆さんにいろいろ御心配をおかけしまして、申しわけありませんでした。

議 事

(1) 審議事項

① 諮問第168号 漁港の指定内容の変更及び漁港の指定の取り消しについて

○中田分科会長 それでは、早速本日の議事に入りたいと思います。本日は諮問事項が1件ございますので、この案件からお願いいたします。なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定によりまして、漁港漁場整備分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず部長のほうから諮問をいただくことにします。

○橋本漁港漁場整備部長 それでは、お手元の資料2の諮問文の写しをごらんいただきまして、これを朗読させていただきたいと存じます。

21水港第1986号

平成21年11月26日

水産政策審議会

会長 櫻本 和美 殿

農林水産大臣 赤松 広隆

第4種漁港の指定内容の変更及び同種漁港の指定の取消しについて

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第6項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第168号 漁港の指定内容の変更及び漁港の指定の取消しについて

（別添資料2-1及び2-2）

となっております。

○中田分科会長 それでは、ただいま諮問のありました漁港の指定内容の変更及び指定の取り消しについて、事務局のほうから詳しく説明を受けたいと思います。よろしくお願いします。

○宇賀神計画課長 前方のスライドで、この指定内容の変更について御説明申し上げます。今回お諮りいたしますのは、北海道の根室市にございます歯舞（はばまい）漁港、それから温根元（おんねもと）漁港、瑠瑠瑠（ごようまい）漁港、この3つの漁港の合併の案件でございます。

今回お諮りするののは、根室半島の先端部分にある3つの漁港でございます。その前方には北方4島がございます。

この根室市でございますけれども、根室半島にあり、先ほどの歯舞漁港、温根元漁港、瑠瑠瑠漁港は、ここにございます。この根室市は北洋漁業の開拓とともに発展し、漁業を基盤として、水産加工業、造船業、そういった水産都市根室という歴史を持っております。市の人口を見ますと、1次産業が約20%を占めていますが、17%は漁業従事者です。2次産業につきましても25%ありますが、18%が水産食品関係の製造業ということ

で、3次産業も恐らくそういう水産関連の産業に従事されていると思います。根室市の基幹産業は漁業と水産加工業、それに加えて関連する3次産業ということになると思います。

この根室市の漁業生産ですけれども、10万tくらいの生産があります。それから生産額でいきますと、228億円です。魚種別に見ますとサンマ、それからサケ、タラ（マダラ・スケトウダラ）。額で行きますとサケ、サンマ、タラ類、そして昆布、こういった順番になっております。スライドは、サンマの棒受け網の漁船、サケの定置網の網起こし、それから貝殻島の昆布の漁船の帰港状況となっております。

根室半島周辺の漁業といいますと、海岸部のところですね、これについては昆布、ウニなど。それから、沿岸部のところではタコ、タラ、カレイ、スケトウダラ、こういった魚。それから、その先の沖ではスルメイカ、サンマ、こういう漁業が営まれております。半島の東に貝殻島がありまして、日ロの中間ラインがこの間に走っております。

これは、ここに根室半島がありまして、ここに貝殻島がございます。ここにつきましては、日ロの貝殻島昆布採取協定がございまして、採取量は3,920t、それから8,540万円の料金で操業隻数249隻、6月～9月までの操業期間ということで協定が組まれておりまして、この時期になりますと、これらの漁港から一斉にこの貝殻島の昆布採取業に出漁いたします。この図にありますように、温根元漁港から97隻、瑤瑤瑠漁港から80隻、それから歯舞漁港から22隻、それからこれらの漁港の間に点在する小さな前浜斜路がありまして、こういうところからも数隻ずつ出漁しています。このように、この3つの漁港は貝殻島の昆布漁の前進基地という役割を果たしております。地元船の他にも周辺の漁港からの外来船が随分含まれています。

合併の対象となっている漁港の概要を御紹介しますと、まずこれは第4種の歯舞漁港です。利用漁船数が171隻、年間の漁獲量は約8,000t、漁獲高が約30億円、主な魚種としてはサケ、マダラ、昆布となっております。場所はここにあります。

これは温根元漁港でございます。利用漁船数が236隻、漁獲量は約3,000t、漁獲高が約8億円です。主な魚種はサケ、コマイ、昆布等でございます。場所はここにあります。

これが第1種漁港の瑤瑤瑠漁港でございます。利用漁船数が180隻、漁獲量は約3,400t、漁獲高が約12億円です。主な魚種は、昆布、マダラ、サケです。場所はこの先端部にございます。

さて、今回合併をしようとする3つの漁港でございますけれども、この根室半島周辺の状況としましては、ここに日本とロシアの中間ラインがありまして、ここが瑤瑤瑠水道に

なっております。ここを行き来する船は、年間で596隻で、そのうち234隻は羅臼漁港、こちらのほうにありますけれども、この水道を通して羅臼漁港に行く船、あるいは温根元漁港に行く船、トーサムボロ漁港というのがこの辺にありますが、そこに行く船、それから歯舞、瑤瑤瑠の船。こういったところがこの水道を通過しております。

今度は根室半島周辺の状況でありますけれども、まず半島の北側は、冬になりますと流水、結氷が起こる場所です。ただ、島影になるということで、夏の間は危険度が比較的小ない地域であります。一方、太平洋側ですと時期によっては海霧が発生するとか、あるいはこの赤い線で示した船舶の航行がありまして、貨物船が密に航行するとか、あるいは浅瀬や小島があるということで、時期になりますと暴風による危険があります。そういった2つの地域の性格があります。

この図面は、ここに根室半島があり、この図面で説明したいのは漁船の海難事故の状況です。瑤瑤瑠水道周辺で、平成8年～17年までの間に海難事故が起こったところを図示しています。これを見ますと、根室港、あるいは歯舞漁港、こういう港の入口等で事故が一つは集中して発生しております。

もう一つはこの瑤瑤瑠水道のところで、衝突であるとか、あるいはこの乗り上げだとか、こういう事故が起こっているという統計がございます。

それからもう一つ、この瑤瑤瑠水道の状況としまして、この近辺では過去1994年以降、銃撃・拿捕事件が39件、そのうち歯舞諸島周辺では6件起こっております。それから、平成18年の8月に「第31吉進丸」の乗組員が貝殻島周辺でロシア国境警備隊から銃撃されて死亡するという痛ましい事件が起きた、これも記憶に新しいところでございます。

そういうことで、この瑤瑤瑠水道の航行、納沙布周辺の沿岸操業、常に危険と隣り合わせであるということが言えます。

これは平成15年から19年までの5年間に、歯舞漁業協同組合の所有する「第15はばまい丸」という指導監督船が漁船の避難あるいは誘導を行った実績を示した表です。各年とも、複数回にわたりまして避難をしているという実績がございます。避難先は瑤瑤瑠漁港、温根元漁港、加えて、歯舞漁港でございます。外来船が避難をして瑤瑤瑠漁港に入っている実績もございます。この期間で総計293隻の避難実績があります。

そのようなことで、今まで見ていただきました3つの漁港は、それぞれ3漁港とも根室半島周辺の重要な漁業根拠地であるというのが1点あります。それから、水道の航行、岬特有の海象変化、あるいは目の前が日ロの中間ラインであるといったようなことから、慎

重な操船が必要な海域であるということ。それから、海難事故が起こっているということもありまして、危険な操業海域でもあると言えます。そして、今見ていただきましたように、過去、避難船の実績が多数あるということでもあります。

そこで、齒舞漁港と温根元漁港は第4種漁港、瑤瑤瑠漁港は第1種漁港ですが、水道の通過、あるいは貝殻島昆布漁の操業を行う漁船にとっては最も近い避難漁港であって、避難実績も十分あるということでありまして、この3つの漁港、繰り返しになりますけれども、漁場開発の前進基地として現に利用されている漁業根拠地です。それから、漁港の配置上から特に必要であると認められる海域ということなので、この3つの漁港は第4種漁港、いわゆる避難、前進基地漁港としての役割が不可欠であるということでございます。

そこで、この図は3つの漁港について、どういう方向の波に対して安全かということを示しています。この温根元漁港ですと北を向いていますから、北からの波には弱い。つまり、この空白のところの波が来ると弱い、この斜線部からの波には強いという性格があります。同様に、この瑤瑤瑠漁港は東側に開いていますので、東からの波には弱いんですが、それ以外の斜線部のところは大丈夫だと。齒舞漁港は根室半島の南側にあります。したがって、南からの波には弱いですが、斜線部のところは大丈夫だと。

そうしますと、この3つを重ね合わせますとこういうふうになりまして、すべて斜線で塗り切られるという格好になりますので、どういう方向の波が来ても3つの漁港のうちどれかは安心な漁港ということなので、この3つをうまく使い分けますと、周年を通していつも避難が可能な安全な避難場所が確保できます。こちらが危ないときにはこちらで安全というような、そういう補完関係があるということでございます。

そこで、漁港の整備を考える場合に、もし仮に、この3つの地区があるわけなんですけれども、3つともそれぞれ独立して避難機能を充実させようと思うと、例えばこの齒舞漁港ですと、波は南東から来ますのでここに防波堤を造る必要があります。一方、温根元漁港については、北西から波が来ますので、これに対応する防波堤が1本足りない。それから、瑤瑤瑠漁港については防波堤の充実が必要です。このように、3つばらばらに独立してそれぞれを避難港として整備しようとする、この赤で塗ったような防波堤を整備する必要があるということでありまして、その費用が、ここで言いますと10億円、23億円、あるいは3億円、5億円と、こうなるわけがあります。

そういうことなんです、今後、合併によりまして、ある方向の漁港がだめな場合でも

反対側の漁港が使えるというようにうまく使い分けていきますと、こういう防波堤は造らなくても済むということになり、港内の一部の防波堤、波除堤を整備すれば足りるようになります。瑠瑠瑠漁港については整備が少し不足していますので、5億円、3億円かけてやる必要があります。そうしますと、うまく合併して使い分けていけば10億円、23億円の防波堤を整備しなくて済み、ざっと計算してですが、コストが22億円削減される、こういう試算が可能であるということでございます。

これは、根室半島周辺の海域で漁船の避難が必要になったときに今どのような対応になっているかというのを示しております。ここに根室漁業無線局という無線局がございます。船舶のほうから無線局の方にどこに避難したらいいのかという問い合わせをしますと、無線局のほうでは、それぞれの漁港に連絡するわけなんですけれども、現在、避難漁港として指定されておりますのが歯舞漁港と温根元漁港ですので、それぞれ地元で漁業者でつくっている愛護会というのがあるそうです。漁業協同組合を通じて愛護会に問い合わせ、受け入れ可能ということになれば、そこを紹介してやるということなんですけれども、それに加えて今回、この瑠瑠瑠漁港、これは現在第1種漁港ですが、これも第4種にして避難港として指定をすればさらに1つ紹介先がふえて、先ほどの波の分担もうまくいけば、瑠瑠瑠漁港も避難先として連絡されて、この漁船の避難がより早く、安全に誘導ができるというようなことであります。

そのようなことで、現在、根室半島の先端部、この北方4島に臨んだところに温根元漁港、歯舞漁港、瑠瑠瑠漁港がございます。これは第4種、第4種、第1種ということですが、今回これらを合併いたしまして、全部を歯舞漁港にしまして、これを歯舞地区、温根元地区、瑠瑠瑠地区と、3つの地区を持った一つの歯舞漁港としまして、まず避難誘導が速やかに、一番有利なところに行けるようにするという。それから、合併によって、それぞれ全部の漁港を整備するのではなく、必要なところだけ整備することによって、ざっと数えて22億円の整備費用を削減する。この他、機能分担をすることによって、今後いろいろ施設整備その他に有利なことになるであろうということで、今回、この3つの漁港を合併して1つの第4種漁港としたいということを本日お諮りする次第でございます。

内容につきましては、以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

根室市の3つの漁港のうち、温根元漁港の指定の取消し、それから、瑠瑠瑠漁港の指定

内容の変更を行い、その2港を歯舞漁港と統合するということで、従来の3つの漁港を歯舞漁港として合併することによって、周年を通じた安全確保と漁港整備及び管理の効率化を図りたいと、そういうことでございます。

ただいまの説明につきまして何か御質問、あるいは御意見等ございましたらお願いします。

泉澤委員、お願いします。

○泉澤委員 先ほど説明にあったこの利用漁船数というのは、常時そこにとまっている漁船なのか、それとも延べなのか、これはどういう数字ですかね。

○宇賀神計画課長 常時というのではなくて、一度でも利用したことがある漁船は1回と数えまして、延べといいますか、同じ船が何回利用しても1回ですけれども、そういうカウントをしております。

○泉澤委員 わかりました。

○中田分科会長 ほかに何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

○櫻本委員 これは確認ですけれども、この3つの地区の連絡、連携体制については、現在でも、先ほどの話ですと歯舞漁協というところで参加者の連携がとれているというようなことでしたが、今後の連絡、連携のシステムをどういうふうに考えられているのかというあたり、もしわかれば。

○宇賀神計画課長 歯舞漁協という漁業協同組合としては、この3つの漁港とも今でも一緒でありますけれども、やはり地区が分かれておりますと、しかもこの種別が、この温根元と歯舞漁港は第4種で、瑤瑤瑠漁港は第1種ということなので、外来船が本来避難すべき港にはなっていないということもありまして、漁業者としては、地元には愛護会があり、港ごとにそれぞれ活動されていますので、やはり現在のような3つの漁港というのと、今回合併して同じ歯舞漁港として、ただ地区に分かれているだけとしたほうが、いろいろな意味で連携はさらに強化されると思います。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

泉澤委員、お願いします。

○泉澤委員 この3港の陸上アクセスというか、それはどのくらいかかるんですかね。陸上で、例えば車で行った場合にどのくらいの距離なんですかね。

○宇賀神計画課長 距離的には20、30分くらいじゃないかと思います。

○泉澤委員 わかりました。道路整備はきちつとなっているんですね。

○宇賀神計画課長 はい。

○泉澤委員 それは大丈夫。わかりました。

○中田分科会長 ほかに何かございますでしょうか。

特に異議がないようでしたら、この諮問第168号については原案どおりでいいのではないかと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中田分科会長 それでは、特に異議なく決定された場合にとということで事務局のほうで用意していただいた答申文がございますので、それを朗読させていただきます。

答 申 書

2 1 水 審 第 2 2 号

平成21年11月26日

農林水産大臣

赤松 広隆 殿

水産政策審議会

会長 櫻本 和美

平成21年11月26日（木）に開催された水産政策審議会第21回漁港漁場整備分科会において審議の結果、諮問のあった下記の事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第168号 漁港の指定内容の変更及び漁港の指定の取消しについて
(別添資料2-1及び2-2)

ということでございます。

それでは、この答申文をお渡しいたします。

〔答申書手交〕

○中田分科会長　それで、1つちょっとお願いなのですが、以前の分科会のときは、説明をしていただいたスライドをプリントアウトしたものを用意していただいていたようにも思うのですが、ざっと見せていただいただけだと前のやつが頭に残っていなかったりするものですから、できれば次回からそういうふうにしていただければありがたいなど。私どもは、いろんな全国の地域の情報をこういう機会に少し勉強させていただきたいというでもありますので、よろしくお願いします。

② 諮問第163号 行政不服審査請求について 及び

諮問第164号 行政不服審査請求について

○中田分科会長　それでは、次に、前回の分科会におきまして諮問がありました内容が同様の2件の銚子漁港の審査請求の関係に移りますけれども、諮問第163号及び第164号の審議ということでございます。

諮問内容は、本日出ております資料3及び資料4のとおりですけれども、この水産政策審議会の議事規則の第6条によりまして、このような不服審査に係る内容につきましては非公開の審議ができるということになっておりますので、一旦ここで非公開の審議の形をとりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中田分科会長　それでは、異議がないようですので、これから非公開で審議を進めることにさせていただきます。委員以外の方は、恐れ入りますが退席をお願いします。事務局は同席をお願いいたします。

〔非公開審議〕

○中田分科会長　それでは、公開での審議を再開させていただきます。前回の分科会におきまして諮問されました行政不服審査請求の諮問第163号及び第164号に対する答申につきましては、委員の皆様の御意見に基づきまして答申をまとめましたので、朗読させていた

できます。

まず、諮問第163号になります。

答 申 書

2 1 水 審 第 2 3 号

平成21年11月26日

農林水産大臣 赤松 広隆 殿

水産政策審議会会長 櫻本 和美

行政不服審査請求に関する諮問についての答申

平成21年8月4日付け20水港第2165号をもって諮問のあった千葉県銚子市銚子漁港における漁港管理者である千葉県がなした帆船の移動を求める通知に係る平成20年12月19日付けの行政不服審査請求については、審査請求人の出席を求め公開による意見の聴取を行い、慎重に審議した。

当審議会としては下記の理由により、当該審査請求を却下することを妥当とすることに意見が決定したので答申する。

記

- 1 審査請求人は、平成20年6月3日付銚漁第159号、平成20年11月13日付銚漁第426号及び平成20年12月11日付銚漁第502号による処分の取消を請求している。

しかしながら、千葉県銚子漁港事務所長が審査請求人に発出した一連の通知の性質は、平成19年3月2日付け千葉県告示第185号で告示された漁船法（昭和25年法律第178号）第2条に規定する漁船以外の船舟の係留禁止区域内に所有船舶をみだりに係留している審査請求人に対して、漁港の適正管理上看過できないことから当該船舶の移動を要請したものと認められる。

これらの通知は、それが直接国民の権利義務に関係する法律上の効果を発生させるものではないことから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に規定され、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第43条第1項に基づく審査請求の対象とされている行政庁の処分その他公権力の行使とは異なる。したがって、当該請求は審査請求の対象とならないものと解される。

2 また、審査請求人は、①船舶の移動の求めに際し第二審査請求人のみに対して千葉県銚子漁港事務所職員から人権蹂躞行為が行われたとして、第二審査請求人には憲法第17条に基づく賠償請求権が存すること、②船舶の移動を求める根拠となっている千葉県告示第185号は違憲であることを主張するとともに、③農林水産大臣が諮問する水産政策審議会に違憲審査をする司法権があるか否かの検討を求め、最高裁判所に「上奏」すべき性格の審査請求であるとの裁決を求めている。

しかしながら、審査請求は行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に対して、その処分の取消等を通じて審査請求人の救済を図るものであり、審査請求人に憲法第17条に基づく賠償請求権が有るか否か、都道府県が発出する告示が違憲か否か等についての判断は、審査請求において行われるものではない。

以上のとおり、本審査請求は漁港漁場整備法第43条第1項に基づく審査請求の対象とされている行政庁の処分に該当しないこと等の理由により、審査請求そのものを認めないものとする。

以上でございます。

それでは、答申文をお渡しいたします。

〔答申書手交〕

○中田分科会長 続きまして、諮問第164号についての答申でございます。

答 申 書

2 1 水 審 第 2 3 号

平成21年11月26日

農林水産大臣 赤松 広隆 殿

水産政策審議会会長 櫻本 和美

行政不服審査請求に関する諮問についての答申

平成21年8月4日付け21水港第1424号をもって諮問のあった千葉県銚子市銚子漁港における漁港管理者である千葉県がなした平成21年6月26日付け千葉県知事の勧告書に係る平成21年7月7日付けの行政不服審査請求については、審査請求人の出席を求め公開による意見の聴取を行い、慎重に審議した。

当審議会としては下記の理由により、当該審査請求を却下することを妥当とすることに意見が決定したので答申する。

記

- 1 審査請求人は、平成21年6月26日付鈴木栄治千葉県知事名漁港第124号による審査請求人三名に対する処分の取消を請求している。

しかしながら、千葉県知事が審査請求人に発出した勧告書の性質は、平成19年3月2日付けの千葉県告示第185号で告示された漁船法（昭和25年法律第178号）第2条に規定する漁船以外の船舟の係留禁止区域内に所有船舶をみだりに係留している審査請求人に対して、漁港の適正管理上看過できないことから当該船舶の違反を是正するために必要な措置をとることを要請したものと認められる。

この勧告書は、それが直接国民の権利義務に関係する法律上の効果を発生させるものではないことから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に規定され、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第43条第1項に基づく審査請求の対象とされている行政庁の処分その他公権力の行使とは異なる。したがって、当該請求は審査請求の対象とならないものと解される。

- 2 また、審査請求人は、千葉県知事は同県漁港課のこの件を担当する職員に対し、故意の越権行為による審査請求人に対する威嚇行為を慎むよう勧告すべしとの裁

決を求めている。

しかしながら、審査請求は行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に対して、その処分の取消等を通じて審査請求人の救済を図るものであり、審査請求において上記のような具体的な勧告を求めることはできない。

以上のとおり、本審査請求は漁港漁場整備法第43条第1項に基づく審査請求の対象とされている行政庁の処分に該当しないこと等の理由により、審査請求そのものを認めないものとする。

以上でございます。

これもお渡しいたします。

〔答申書手交〕

○中田分科会長 それでは、以上で本日予定しておりました審議事項はすべて終わりました。その他として、事務局から何かございますでしょうか。

(2) その他

次回日程について

特に無いようでしたら、次回の日程について事務局のほうからお願いします。

○宇賀神計画課長 次回の漁港漁場整備分科会の日程でございますが、時期としましては、来年2月あるいは3月頃をお願いしたいと考えております。後日、委員の先生方には御都合をお伺いして決定するというふうにしたいと思っております。

○中田分科会長 それでは、次回は2月あるいは3月をお願いしたいということで、事務局のほうからまた日程調整をしていただくことになると思いますが、よろしいでしょうか。

2月、3月色々お忙しい中で予定をとっていただくのは大変かもしれませんが、御協力のほどよろしくお願いします。

以上で本日こちらで予定しておりました議事につきましては終了いたしました。この機会に何か御発言がございましたら、お願いしたいと思っております。

泉澤委員。

○泉澤委員 平均的なというか、一般的な垂直岸壁といいますか、コンクリート製のあ

いうのは、耐用年数というのは大体何年くらいみているのですか。

○宇賀神計画課長 一般的に30年とかみております。ただ、現場の状況によりまして、例えば矢板という鉄でできたものなんかは一部穴があいたり、コンクリートの場合は割れたり、物によって差がございますが、一般的には30年くらいを耐用年数と見て設計しております。

○泉澤委員 以前造った、例えば木製の栈橋とか、あるいはそういうものに対応できない漁港もあるのでしょうか。小さい漁港であればそういう木製の、天然素材を使ったといいますか、繰り返し再生産可能なそういう材料、そういうふうな材木でまた栈橋を整備するとか、そういったことも一つあってもいいのじゃないかなと思う。そういう声もあるものですから、私もそういうこともあってもいいのじゃないかなと思っているところです。

○宇賀神計画課長 例えば垂直岸壁の海に触れるようなところで木というのはなかなか難しい部分もあるかもしれませんが、表面のところですね、エプロンというところなんかを木で張ったりすることは中にはあるのじゃないかと思います。その岸壁自体を木でやるというのは外国の例ではあるようですので、もし地元の方がそういうのを望んで、大丈夫だということになれば、そういった道も開けてくると思います。

○橋本漁港漁場整備部長 重ねて。よく御存じかもしれませんが、外国などの木材のほうで、耐久性がある、水に対する耐久性が強い場合がございまして、日本でよくとれる木が、例えば海の中につけておきますと、スギなどでは5年ぐらいでだめになったりとか、マツの類だと10年とか、もうちょっととかということがあるので、今、海で木材を使っている場合洋材を使っているような例が多いのですね。そういう意味で、非常にコストがかかってしまうとかいうようなことがございます。

公共事業で実施する場合に、やはりある程度長期的にもつということを前提に投資効果があるかどうかとかいうことを判定するものですから、そういう意味でございまして、5年ぐらいで壊れてしまうというような形だとなかなか事業に乗らない点はあると思うのですが、今委員がお話しのような点は非常に重要なことだと思っておりますので、我々もそういうことには非常に興味を持って色々情報収集とかをしていきたいと思っております。

○中田分科会長 岸壁に木材のような天然素材を使うことのメリットというのは、どういうところなのですか。

○泉澤委員 いわゆるコンクリートブロックを埋めるときには、当然固定をしないといけ

ませんから、自然環境そのものをつくりかえるような格好になっちゃうのですよね。

例えば護岸、いわゆる栈橋的なものであれば杭を打って簡単な板を並べるとか、それから、北米とかアラスカに行くにありますね、米松を使ったもの。ああいうのは50～60年くらいもつと言っているんですよね、そのままメンテナンスしないで。だから、そういうふうな自然の景観を変えないで、結構簡単にできて、長持ちをすると、それである程度機能的だと。水揚げ岸壁として使うとか、そういうことにはふさわしくないでしょうけれども、その他の用途によっては非常に有効な方法じゃないかなと。そういうふうなことで思っていました。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

他に何か御発言、ございますでしょうか。

森川委員。

○森川委員 仕分け作業とかいってやっておられますよね。田舎にいて感じるのは、地域が大丈夫なのかなと。美浜にいとそんな気がしまして、やっぱり地方のやりがいとか生きがいとか、日本の浜を元気にしてもらえるように何とかお願いしたいなと思います。

○宇賀神計画課長 仕分け作業、今日予算の面の御説明を申し上げますでしたけれども、来年度、22年度予算につきましてはこの水産基盤整備、漁港と漁場の整備ですが、今年の予算に対して0.85、15%減で要求をしておりますが、さらに先日仕分けの作業がございまして、一定の御理解は得たと思うのですけれども、それでも、見ていただきますとわかりますように全般的に厳しい評価が出ていまして、この水産基盤整備につきましても、先程部長が申し上げましたが、10%程度の削減ということなので、持ち出しが85%に対してさらに10%程度の削減という、実際に最終的にはどうなるかはわかりませんが、そのような評価を得ております。

したがって、我々としましては、予算としては大変厳しい状況でありますけれども、これから予算が12月いっぱい決まりましたら、その後は各都道府県の事業主体の皆様から、どこが最も重点なのかお話をよくお聞きして、優先度の高いものから事業を実施していくと、そんなふうに考えております。

○中田分科会長 地域の切り捨てにならないように、是非よろしくお願いしたいと。

他に何かございますでしょうか。

それでは、特に無いようでしたら、少し早いですけれども、以上をもちまして本日の分科会を終了させていただきたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

閉 会